

国民健康保険条例施行規則付則第8項に規定する減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）付則第8項に規定する保険料の減免の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(減免する保険料額)

第2条 令和3年度の国民健康保険料にかかる規則付則第8項に規定する市長が定める額とは、次の各号のとおりとする。

(1) 基礎賦課額 被保険者1人につき年額1,080円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額 被保険者1人につき年額360円

(3) 介護納付金賦課額 西宮市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第8条の2に規定する介護納付金賦課被保険者1人につき年額480円

(賦課期日後に納付義務の発生等があった場合の減免額)

第3条 保険料の賦課期日後に納付義務の発生又は消滅若しくは被保険者数の異動があった場合における減免額の算定は、月割をもって行う。

(賦課限度額超過世帯の減免する保険料額)

第4条 条例第14条の6に規定する基礎賦課限度額、第14条の6の12に規定する後期高齢者支援等賦課限度額又は第14条の8第2項に規定する介護納付金賦課限度額を超過している世帯の減免額は、第2条及び前条の規定に基づき計算された各保険料の減免額から当該世帯の各保険料の限度超過額を控除して得た額とする。

(減免の申請)

第5条 規則第15条第5項の規定により、この要綱にかかる減免に該当する場合は、申請書の提出があったものとみなし減免を適用することとする。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。